

今月の安全運転管理

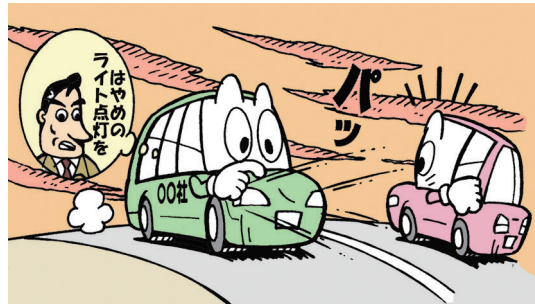
早めのライトで 摘み取る 事故の危険

①夜間事故防止に取り組もう

- 「魔の時間帯」の事故を防ごう
- ハイビームでの運転を励行させよう

②チャイルドシート着用の徹底

- 子供の成長に合わせたシートを使用しよう



※エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動表彰式 11月25日(月)

「魔の時間帯」の事故を防ごう

夕方から夜間にかけての時間帯（夕方の5時～7時）は、事故が多発する「魔の時間帯」と呼ばれています。

この時間帯は、周囲の視界が急激に悪くなるため、歩行者や自転車の発見が遅れたり、対向車との距離や他車の速度がわかりにくくなります。そこで、事故防止のために重要となるのが早めのライト点灯です。

運転者に対して、ライト点灯時刻を指示しておきましょう。

愛知県では、点灯時刻の目安として、日没時刻の約1時間前、十一月は午後四時のライト点灯を推奨しています。

早めのライト点灯を推進し、危険の早期発見に努めて「魔の時間帯」の事故防止を図りましょう。

ハイビームでの運転を励行させよう

薄暮時・夜間の事故防止には、歩行者等の危険をいち早く発見することが大切です。

そのために、夜間は照射距離の長いハイビームで運転することを指導しておきましょう。

交通量の多い市街地などを通行している場合や、先行車・対向車がいる場合はロービームに切り替えることも併せて周知します。

また、ライトの照射範囲のみに注意が集中すると、照射範囲外の暗闇に潜む歩行者等を見落とす危険があるので、照射範囲外にも注意を向けることを徹底させてください。

子供の成長に合わせたチャイルドシートを使用しよう

八月、福岡県の国道で、路線バスと軽乗用車が正面衝突し

た事故で、軽乗用車の後部座席に乗っていた七歳と五歳の姉妹が死亡しました。姉妹はチャイルドシートではなくシートベルトを使用しており、事故の際にシートベルトで腹部を強く圧迫されて死亡したとみられています。

法律では、六歳未満の幼児を同乗させる場合に、チャイルドシートの使用が義務付けられています。ですが、身長や体格はそれぞれ異なるため、六歳以上であっても、シートベルトを使用することで、衝突時に首や腹部にベルトを通して強い衝撃がかかる危険があります。

目安として、六歳以上になっても身長が五〇センチに満たない場合は、チャイルドシートやジュニアシートを使用してください。

子供の命を守るのは大人の義務です。子供の成長に合わせた適切なチャイルドシートの使用を徹底させましょう。